

本号の内容

- [AIPPI Bureau](#)
- [2018年 AIPPI カンクン総会](#)
- [AIPPI Committees](#)
- [記事・解説](#)
- [各国部会](#)
- [政府機関 & NGO](#)
- [行事のお知らせ](#)

AIPPI Bureau

[2018年の年頭によせて](#)

Hao Ma (President of AIPPI)

AIPPI 会員の皆様

新たな年を迎えてすでにひと月以上が経ち、好調なスタートを切られているものと存じます。本部を代表し、新たな年における皆様の幸福と健康と繁栄を祈念します。

[続きを読む](#)

[2024年の AIPPI 総会について](#)

Bureau ならびに Venue Selection Committee より、2024年 AIPPI 総会の開催国がドイツに決まったことをお知らせします。

2018年 AIPPI カンクン総会

[2018年 AIPPI カンクン総会：事前登録パッケージの購入はお早めに](#)

数量限定の事前登録パッケージは、あっという間に半分が売れてしまいました。完売する前に、このすばらしくお得な機会をお見逃しなく。

JOIN & REGISTER (入会・参加登録)

総会に関心があるご友人や同僚はいますか。未会員でも、入会と同時に総会の参加登録をすれば、事前登録の特典を受けられることを知らせてあげてください。

JOIN & REGISTER のプログラムに参加している部会は、[こちら](#)から確認できます。

[続きを読む](#)

[スポンサー募集のご案内](#)

AIPPI 総会のスポンサーになれば、スポンサー名を世界中から集まる参加者の目に触れさせることができます。詳細についての問い合わせ、あるいはスポンサーに関するユニークな提案は、events@aippi.org までお願いします。スポンサー募集については[こちら](#)をご覧ください。

[続きを読む](#)

AIPPI Committees

[AIPPI が WTO パブリックフォーラム 2017 に参加](#)

Luca Rinaldi, 駒谷剛志 (TRIPS Q94 Standing Committee of the AIPPI) corresponding author

2017 年 9 月 26 日から 28 日まで、スイスのジュネーブで開催された WTO パブリックフォーラム 2017 において、AIPPI 本部 Standing Committee Q94 「TRIPS」の主催により「包摂的な貿易の手段としての、知的財産およびその他の電子商取引に関する法的枠組みのハーモナイゼーション」というテーマのワーキングセッションが行われました。

[続きを読む](#)

記事・解説

[フランス：「シャンパーニュ」著名な PDO の不正使用に関する CJEU 判決](#)

Tougane Loumeau (GIDE LOYRETTE NOUEL – France)

Comité Interprofessionnel du Vin de Champagne v. Aldi Süd Dienstleistungs-GmbH & Co. OHG and Galana NV, CJEU, December 20, 2017, C-393/16, ECLI: EU:C:2017:991

シャンパーニュを 12%含むソルベに対して「シャンパーニュのソルベ（ドイツ語：Champagner Sorbet）」という名称を使用することが、原産地名称保護（PDO）の恩恵を受けているフランス産スパークリングワインの名声の不当な利用にあたるかどうかについて、欧州連合司法裁判所（CJEU）の判断が求められました。

[続きを読む](#)

[日本：コスプレイヤー達はマリカー訴訟と TPP を乗り越えて生き延びるか](#)

ユアサハラ法律特許事務所 矢部耕三

アニメや漫画には、実に多種多様な個性的キャラクターが登場します。これらのキャラクターは、元の著作物の形式だけでなく、お気に入りの登場人物やキャラクターに扮したアニメ・漫画ファンによって、現実世界にも存在しますが、こうした行為は、いかに無邪気であっても、著作権侵害として訴えられる対象になり得ます。任天堂は現在、マリカー社に対し、こうした訴訟を起こしています。また、TPP による著作権侵害の非親告罪化は、フェアユース法理による救済があるとしても、コスプレイヤーにとって新たな障害となるでしょう。

[続きを読む](#)

[スイス：意匠の「修理条項」に関する欧州法とスイス法の概要](#)

Thomas Widmer (LALIVE – Switzerland)

共同体意匠理事会規則（No.6/2002）に定める「修理条項」について、このほど欧州連合司法裁判所がその範囲を明確にしました。この機会に、欧州法とスイス法に沿って、

この問題に少し触れてみたいと思います。

[続きを読む](#)

[トルコ：職務発明・高等教育機関での発明・公的機関支援プロジェクトに起因する発明に関する強制仲裁制度を施行](#)

Dilek Ustun Ekdial, Irem Unal Nizamoglu (June Legal Intellectual Property Services Inc. - Turkey)

トルコの民事訴訟法では通常、仲裁による紛争の解決には、当事者間の書面による合意が必要ですが、**2017年9月29日**に施行された「職務発明・高等教育機関でなされた発明・公的機関が支援したプロジェクトに起因する発明に関する規則」によって、新たにこの原則の例外が設けられます。

[続きを読む](#)

[無難にまとめた欧州委員会の SEP ガイドライン](#)

Richard Vary (Bird & Bird - UK)

EUにおける標準必須特許（SEP）の取り扱いについて、待望のガイドラインが欧州委員会から出されました。ガイドラインでは、Unwired Planet v. Huawei 判決や Huawei v. ZTE 判決を大筋で支持しているものの、注目すべき点ほど省略されています。

欧州委員会は、特に Fair Standards Alliance（FSA）と IP Europe によるロビー攻勢を受けていたのですが、この 2 団体は、知財に関する議論では両極にあります。FSA の中核をなす Apple、Intel、Google、Cisco などは、SEP の実施料を安くするために長年にわたってロビー活動を行い、欧州の自動車メーカーの多くも FSA に参加しています。権利者側の団体である IP Europe には Airbus、Ericsson、Nokia、Qualcomm、Fraunhofer などが参加しており、SEP の保護を推進する立場を取っています。

[続きを読む](#)

[英国：Unwired Planet 事件の特大版 - 米国式の算定](#)

Richard Vary (Bird & Bird - UK)

米国カリフォルニア中部地区連邦地裁(ロサンゼルス)の **Selna** 判事は、**TCL v. Ericsson** 事件において、裁判所命令による **FRAND** ライセンス料を言い渡しました。この判決は、同年の前半に英国で示された **Unwired Planet** 判決と多くの共通点があり、**Birss** 判事と同様に、**Selna** 判事も比較可能なライセンスによるトップダウンの分析によって **FRAND** 料率を割り出していますが、この判決では **Ericsson** 社のポートフォリオ全体を考慮に入れています。対象となる比較可能ライセンスの範囲も広く、合計で **140** ページ分という特大サイズになりました。

[続きを読む](#)

[英国：深センの裁判所が SEP 侵害訴訟でドイツのアプローチを採用](#)

Yang Li and Richard Vary (Bird & Bird - UK)

Huawei が **Samsung** を訴えた 2 件の **SEP** 侵害訴訟における判決で、深セン中級人民法院が取ったアプローチは、英国における 2017 年 4 月の **Unwired Planet v. Huawei** 判決や、その後の米国カリフォルニア地裁による **TCL v. Ericsson** 判決と比べて、ドイツのアプローチに近いと思われます。

[続きを読む](#)

[米国：レビュー開始判断前の応酬](#)

Kenneth R. Adamo, Eugene Goryunov, Jon Carter, Aaron Resetarits, and Justin Bova (Kirkland & Ellis LLP - U.S.A.)

I. はじめに

米国発明法 (AIA) によって、特許審判部 (PTAB) とともに、交付された米国特許の有効性を争う手段として、付与後レビュー (PGR)、当事者系レビュー (IPR)、ビジネス方法特許レビュー (CBMR) という 3 種類の制度が新たに設けられました。

[続きを読む](#)

[米国：スキャンダラスな標章の登録は合衆国憲法修正第 1 条により保護される](#)

Seth I. Appel (Pattishall, McAuliffe, Newbury, Hilliard & Geraldson LLP - U.S.A.)

連邦巡回区控訴裁判所（CAFC）が、不道徳でスキャンダラスな標章の登録を禁止することは、合衆国憲法修正第 1 条に反し違憲であるという判断を示したため、USPTO は FUCTION のような卑語の登録を拒絶することができませんでした。

In re Erik Brunetti, 2017 WL 6391161 (Fed. Cir. 2017)

<http://www.cafc.uscourts.gov/sites/default/files/opinions-orders/15-1109.Opinion.12-13-2017.1.PDF>.

この判決は、軽蔑的な標章の登録に関する同様の禁止を無効とした、昨年夏の最高裁判決を踏襲するものです。

[続きを読む](#)

各国部会

[AIPPI 中国部会著作権フォーラム 2017](#)

Jun (Allen) Wang (Yingke Law Firm - China)

AIPPI 中国部会による著作権フォーラム 2017 が、12 月 16 日に北京で開催され、国内の 200 名を超える裁判官、学者、企業の法律顧問、その他の法律専門家に参加いただき、著作権の分野における法理や運用に関連する重要で注目度の高いテーマについて意見交換しました。

[続きを読む](#)

政府機関 & NGO

[AIPPI トルコ部会による第 5 回知的財産法セミナー - 4 月 5 日・6 日](#)

これまでのセミナーと同様、世界各国から、弁護士、裁判官、検察官、弁理士、実務者、

学者を招き、さまざまテーマについて、国際的な運用、法理、法制度の面から検討したいと思います。

オンライン登録および詳細は以下のリンク先をご覧ください。

<https://ipseminar.aippiturkey.org/>

[続きを読む](#)

[AIPPI 広域会合 - カンボジア 4月6日 11:00 am - 1:00 pm](#)

カンボジアでの AIPPI 広域会合は、4月6日 11時～13時、Sokha Phnom Penh において、ブランチ形式の会合となる予定です。

[続きを読む](#)

[ASEAN 知的財産協会の年次総会 4月6日・7日](#)

ASEAN 知的財産協会の第22回年次総会を、2018年4月6日・7日、カンボジアの Sokha Phnom Penh で開催します。

[続きを読む](#)

[EUIPO における知的財産セミナー - 4月26日](#)

4月26日、スペインのアリカンテにある EUIPO 本部において、AIPPI も参加する知的財産セミナーが開催されます。

インハウスや学術機関、法律事務所などから経験豊かな講師を招き、商標、意匠などのテーマについて講演していただきます。前日の25日夜に開催される、カクテルとディナーによるレセプションは、仲間との交流や知財分野のスペシャリストとの人脈作りができる好機です。

[続きを読む](#)

[AIPPI イスラエル部会による国際会合 - 4月29日～5月1日](#)

AIPPI 本部と AIPPI イスラエル部会の共催で成功を収めた過去 2 回の国際会合（2013 年 11 月と 2016 年 3 月）に続いて、第 3 回の会合を「イノベーションの経済」というテーマで、4 月 30 日～5 月 1 日、テルアビブの David Intercontinental Hotel で開催します。

[続きを読む](#)

行事のお知らせ

[MIP 国際特許フォーラム 2018 - 5月7日・8日](#)

AIPPI 会員の皆様、5 月 7 日・8 日にロンドンの Waldorf Hilton Hotel で開催される、Managing IP 国際特許フォーラム 2018 へのご参加をお待ちしています。300 名を超える企業や法律事務所の弁護士、弁理士の参加者とともに、特許に関する最新の国際的動向について話し合います。

****インハウスの弁理士・弁護士は、参加費無料****

****法律事務所の AIPPI 会員は、£895 + VAT****

テーマについての詳細は[パンフレット](#)をご覧ください。

[続きを読む](#)

国際知的財産保護協会 (AIPPI)

AIPPI General Secretariat | Toedistrasse 16 | P.O.BOX | CH-8027 Zurich

Tel. 44 280 58 80 | Fax 44 280 58 85

enews@aippi.org | www.aippi.org

免責事項：

AIPPI は伝達する情報の正確性を期すべくあらゆる努力をしていますが、これらの情報は、特定の資格を有する専門家の助言に代わるものとみなされるものではありません。AIPPI は、インタビューで表明された意見やウェブの外部リンクを介して提供される情報に対しては一切責任を負いません。